

企業再生支援機構について

資料2-2

1. 組織

- 官民共同出資の株式会社(資本金201億円)
- 28年3月31日※までの時限組織。
(※ 24年3月の法改正までは、26年10月)
- 役職員数176名(24年9月1日現在)

- 短期集中的に業務を行う時限組織
- 民間ファンド、事業再生ビジネス等民間ビジネスを育成する土壌を整備

2. 目的

- 地域経済の再建
- 地域の信用秩序の基盤強化

- 地域の金融機関の収益力強化

3. 対象

- 「有用な経営資源」を有しながら「過大な債務」を負っている「中堅事業者、中小企業者その他の事業者」
(平成24年3月の法改正で原則として大規模事業者(資本金5億円以上かつ従業員1,000人を超える事業者)を除外)

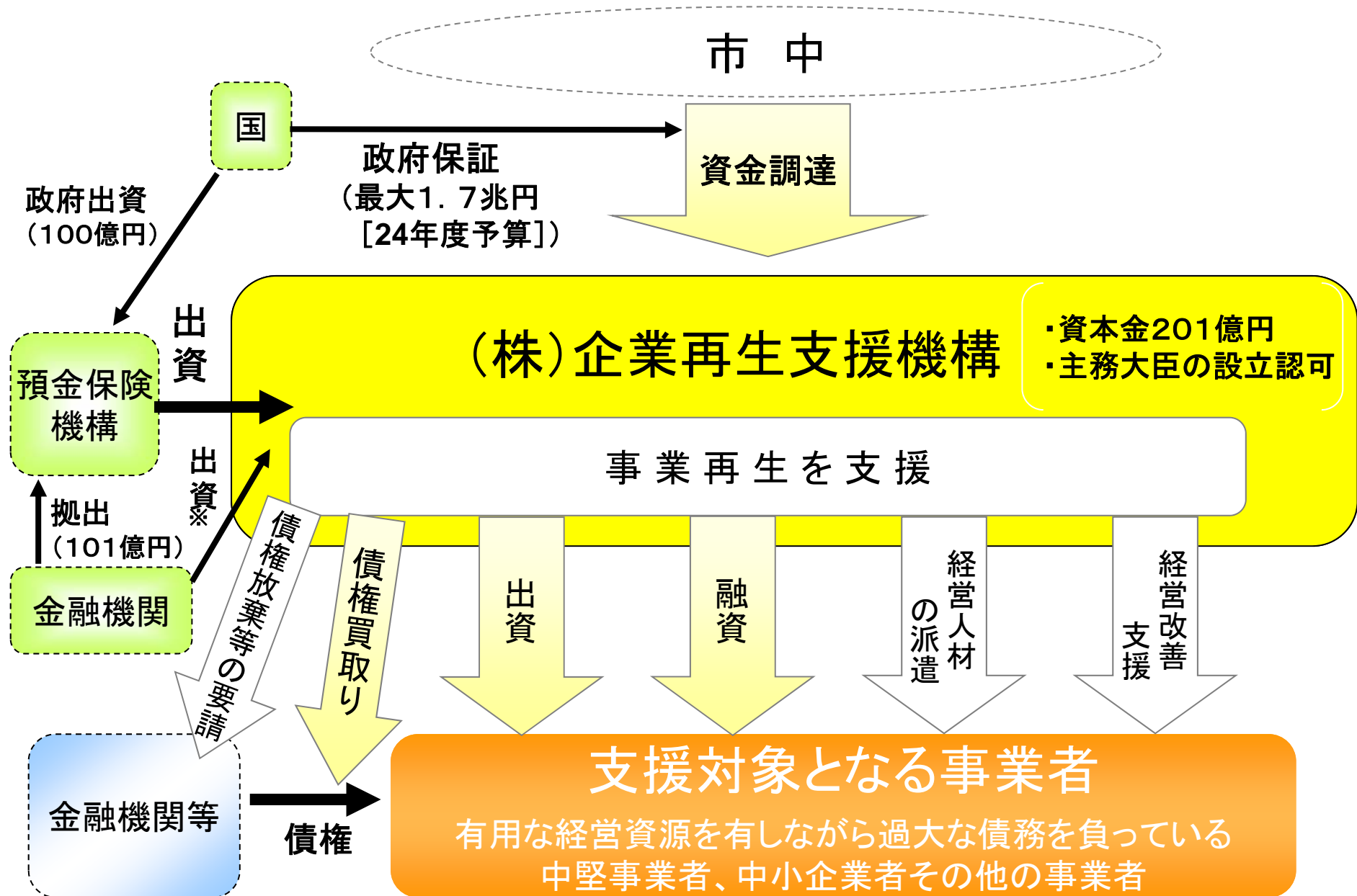
- 地域経済の再建に資する中堅・中小企業
- 地域住民の生活インフラを提供している企業
(主な事例)・県境をまたがる案件
・メガバンクが関わる案件

4. 再生の進め方

- 支援決定から3年以内に業務完了
25年3月31日までに支援決定
(大臣認可を受けた事業者は25年9月30日まで)
- 外部有識者を含む、公正・中立な企業再生
企業再生支援委員会が事業性の見込みを判断
- 債権者調整、出融資、経営人材の派遣等の総合的な支援

- 短期集中的な事業再生
- 国民負担が発生しないよう支援基準に照らして判断

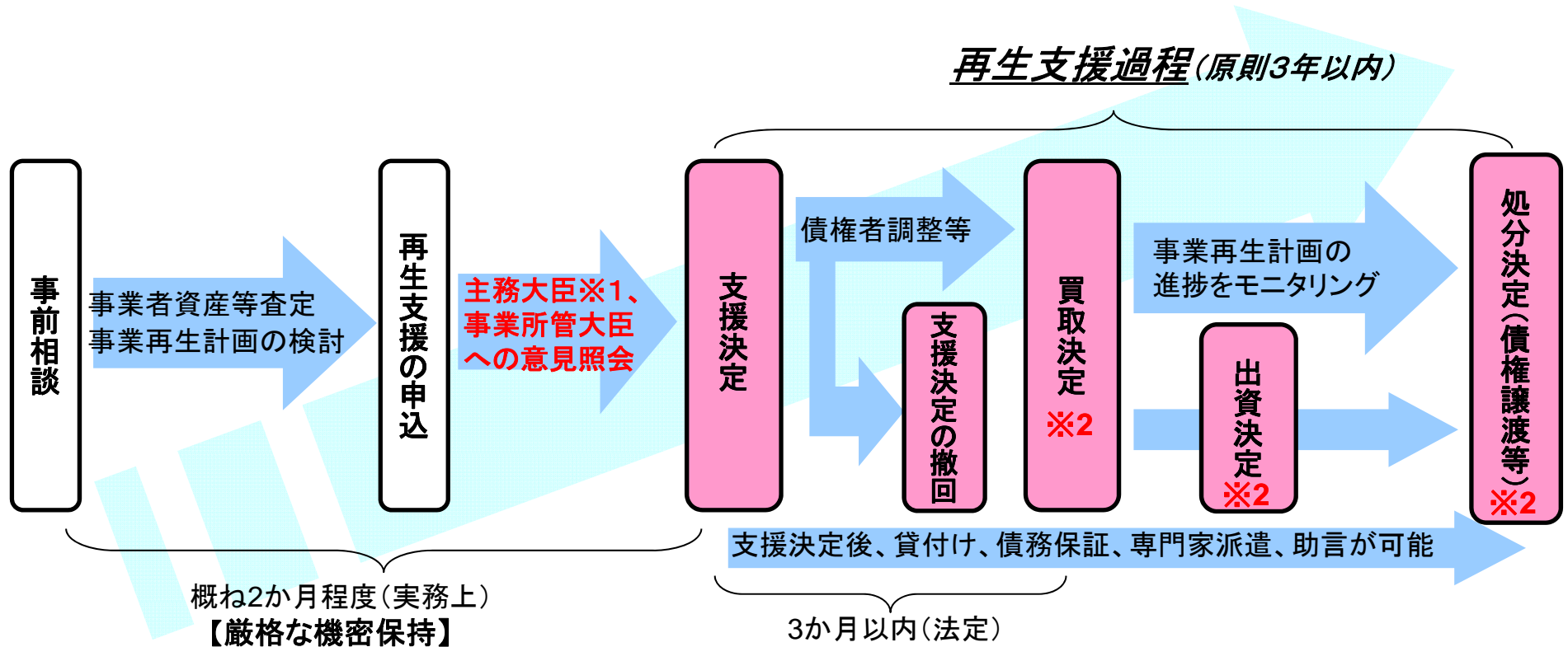
企業再生支援機構の支援機能



※101億円のうち、5億円は農林中金が機構へ直接出資。

機構による再生支援の進め方

持ち込まれた案件について、事業者査定結果を踏まえ、事業再生計画を検討
支援決定後は債権者調整、モニタリング等を通じて、事業者の再生を支援



※1 内閣総理大臣(金融担当大臣)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

※2 支援決定時と同様、決定前に、主務大臣への意見照会を行う



・・・機構の主たる業務



・・・企業再生支援委員会が決定

企業再生支援機構の実績

支援案件数：28案件(うち支援完了：8件(青字)、平成24年11月1日時点)

【支援スキーム】

- 経営人材の派遣：21案件
- 債権買取：16案件
- 機構による出資：12案件
- 機構による融資：9案件
- 機構による保証：7案件

【企業規模】

- 中小企業：11案件
- 中堅・大企業：7案件
- 医療法人：9案件
- 学校法人：1案件

